



**「労働者がくし」は  
犯罪です。**

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、  
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。  
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**  
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

